

令和元年12月12日（木曜日）

○出席議員（13名）

議 長	中 川	達 君	7 番	生 田	勇 人 君
1 番	土 屋	克 之 君	8 番	恩 道	正 博 君
2 番	西 尾	雄 次 君	9 番	北 川	悦 子 君
3 番	米 田	一 香 君	10 番	夷 藤	満 君
4 番	磯 貝	幸 博 君	11 番	清 水	文 雄 君
5 番	小 谷	一 也 君	12 番	南	守 雄 君
6 番	七 田	満 男 君			

○説明のため出席した者

町	長	川 口 克 則 君	町 民 福 祉 部 長	高 平 紀 子 君
副 町	長	中 山 隆 志 君	子 育 て 支 援 課 長	
教 育	長	久 下 恭 功 君	町 民 福 祉 部 長	北 正 樹 君
総 務 部	長	長谷川 徹 君	保 険 年 金 課 長	山 田 卓 矢 君
町 民 福 祉 部	長	上 島 恵 美 君	町 民 福 祉 部 保 険 年 金 課 担 当 課 長 兼 福 祉 課 担 当 課 長 (保 健 セ ン タ ー 担 当)	上 出 勝 浩 君
町 民 福 祉 部 担 当 部 長 (保 険 年 金 ・ 福 祉 担 当)		出 嶋 剛 君	町 民 福 祉 部 福 祉 課 長	松 井 賢 志 君
都 市 整 備 部 長		田 中 義 勝 君	都 市 整 備 部 長	橋 本 良 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長 (地 域 振 興 ・ 上 下 水 道 担 当)		銭 丸 弘 樹 君	都 市 整 備 部 企 画 課 長	長 谷 川 万 里 子 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長		上 出 功 君	都 市 整 備 部 地 域 振 興 課 長	上 前 浩 和 君
消 防 本 部 消 防 長 兼 消 防 司 令 長		高 道 三 春 君	都 市 整 備 部 地 域 振 興 課 担 当 課 長 兼 観 光 振 興 室 長	宮 崎 重 幸 君
総 務 部 総 務 課 長		中 川 裕 一 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長	高 橋 均 君
総 務 部 総 務 課 人 事 秘 書 担 当 課 長		吉 田 真 理 子 君	都 市 建 設 課 長	神 農 孝 夫 君
総 務 部 財 政 課 長		宮 本 義 治 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 北 部 開 発 担 当 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長	堀 川 竜 一 君
総 務 部 税 務 課 長 兼 総 合 収 納 室 長		北 野 享 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	助 田 有 二 君
町 民 福 祉 部 住 民 課 長		福 島 誠 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 居 洋 人 君
			教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	重 島 康 人 君
			教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長 兼 男 女 共 同 参 画 室 長	
			教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 担 当 課 長 兼 図 書 館 長	
			消 防 本 部 消 防 次 長 兼 消 防 署 長	

備に関する条例の制定についての2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第70号内灘町産業支援センター条例の制定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第71号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第72号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

議案第73号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

議案第74号内灘町霊園条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第75号内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第76号請負契約の締結について〔浄化センター改築工事（2系反応タンク設備機械）〕、議案第77号請負契約の締結について〔浄化センター改築工事（2系反応タンク設備電気）〕の2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第78号内灘町防災コミュニティセンターの指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第82号河北郡市広域事務組合格約の一部を変更する規約については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和元年12月12日

総務産業建設常任委員会委員長 七田満男

○議長【中川達君】 ご苦労さんでした。

清水文雄文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 清水文雄君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【清水文雄君】 令和元年内灘町議会12月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第64号令和元年度内灘町一般会計補正予算（第3号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第65号令和元年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第66号令和元年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第67号令和元年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）の3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第79号内灘町展望温泉ほのぼの湯の指定管理者の指定について、議案第80号内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定について、議案第81号内灘町体育施設（内灘町野球場等）の指定管理者の指定についての3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和元年12月12日

文教福祉常任委員会委員長 清水文雄

○議長【中川達君】 ご苦労さまです。

これをもって各常任委員長の報告を終わります。

であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第66号令和元年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第67号令和元年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員でございます。よって、議案第66号及び議案第67号の2議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第68号内灘町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び議案第69号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第68号及び議案第69号の2議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第70号内灘町産業支援センター条例の制定についてを採

決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第71号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第72号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第73号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第74号内灘町霊園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第75号内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第76号請負契約の締結について〔浄化センター改築工事（2系反応タンク設備機械）〕、議案第77号請負契約の締結について〔浄化センター改築工事（2系反応タンク設備電気）〕の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第75号から議案第77号までの3議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第78号内灘町防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第79号内灘町展望温泉ほ

のぼの湯の指定管理者の指定について、議案第80号内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定について、議案第81号内灘町体育施設（内灘町野球場等）の指定管理者の指定についての4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第78号から議案第81号の4議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第82号河北郡市広域事務組合理約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。



○議案の上程

○議長【中川達君】 日程第2、議会議案第8号教職員定数改善と教育予算拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより提出者から、提案理由の説明を求めます。11番、清水文雄議員。

○11番【清水文雄君】 議会議案第8号教職員定数改善と教育予算拡充を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

文部科学省は、教員勤務実態調査の結果、多数の教職員の時間外労働が過労死ライン相当にまでなっている状況を踏まえ、学校における働き方改革の取り組みを進めております。

文部科学省の諮問を受けた中央教育審議会
は平成31年1月に答申を行い、1カ月の在校
等時間について超過勤務45時間、年間360時間
を上限とする文部科学省指針の遵守に向け、
総合的な取り組みを求めているところであり
ます。

石川県においては、平成30年3月に「教職
員の多忙化改善に向けた取組方針」を定め、
業務改善の取り組みを進めているところであ
りますが、教育における新しい取り組みを進
めながら、学校現場における複雑、多様化す
る課題に対応し、子供たち一人一人に寄り添
ったきめ細かい教育を実践するためには、教
職員定数の計画的改善による教職員の多忙化
の抜本的解消が不可欠であると考えます。

また、OECD調査によると、2016年にお
ける日本の教育機関に対する公財政支出は、
対GDP比2.9%で、OECD平均4%を下回
る状況となっており、山積する教育問題の解
決を図り、教育環境を充実させ、学びの質を
高めるために、教職員定数の計画的改善と教
育予算の拡充が必要であります。

子供たちに効果的な教育活動を行い、豊か
な学びを保障するために、教職員定数改善計
画の策定、実施と教育予算の拡充を国に強く
要望するものであります。

議員各位におかれましては、これらの趣旨
にご理解いただき、ご賛同を賜りますようお
願いを申し上げます。提案理由の説明とさ
せていただきます。どうかよろしくお願いを
いたします。

○議長【中川達君】 提案理由の説明が終わ
りました。



○質 疑

○議長【中川達君】 次に、質疑に入ります。

質疑ございませんか。——質疑なしと認め
ます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【中川達君】 次に、討論に入ります。

討論ございませんか。——討論なしと認め
ます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【中川達君】 これより議案の採決に
入ります。

議会議案第8号教職員定数改善と教育予算
拡充を求める意見書の提出についてを採決い
たします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり
決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立多数であります。
よって、議会議案第8号は、原案のとおり可
決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及
びその他の処理方法につきましては、議長に
一任願います。



○閉議・散会

○議長【中川達君】 以上で今12月会議に付
議されました議件は全部議了いたしました。

よって、令和元年内灘町議会12月会議を散
会いたします。

連日、長時間にわたり精力的に審査をいた
だき、大変ご苦勞さまでございました。

午後1時32分散会